

議案第二十号

中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

右の議案を提出します。

令和七年三月三十一日

提出者 中央区教育委員会教育長 平 林 治 樹

中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年四月中央区教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第七項第二号中「、条例第十一条の二第一項の規定による請求にあつては三歳に、条例第十条の三第一項の規定による請求にあつては」を削る。

第二十九条の二の見出し中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改め、同条第一項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に、「看護（」を「看護等（」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴う当該子の世話を行うこと又は当該子の教育若しくは保育に係る行事への参加をする」に改め、同条第二項及び第三項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改め、同条第四項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に、「看護を」を「看護等を」に改める。

第三十一条の前に次の四条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第三十条の四 条例第十八条の四第一項の教育委員会規則で定める制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）は、次に掲げる制度又は措置とする。

- 一 条例第十八条第一項に規定する介護休暇
 - 二 条例第十八条の二第一項に規定する介護時間
 - 三 条例第十一条第二項の規定において準用する同条第一項の規定による深夜勤務の制限
 - 四 条例第十一条の二第二項の規定において準用する同条第一項の規定による超過勤務の制限
 - 五 条例第十一条の三第二項の規定において準用する同条第一項の規定による超過勤務の制限
 - 六 条例第十七条第一項に規定する短期の介護休暇
- 第三十条の五 条例第十八条の四第一項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 介護両立支援制度等
 - 二 介護両立支援制度等の申告先、請求先又は申請先
 - 三 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第七十条の四第一項に規定する介護休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項
- 2 条例第十八条の四第一項又は第二項の規定により、職員に対して、前項各号に掲げる事項を知らせる場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法（同条第一項の規定による場合における第三号に掲げる方法については、当該職員が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。
- 一 面談による方法
 - 二 書面を交付する方法
 - 三 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（以下

「電子メール等」という。）の送信による方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

第三十条の六 条例第十八条の四第一項の教育委員会規則で定める措置（第三号に掲げる措置にあっては、職員が希望する場合に限る。）は、次に掲げる措置とする。

一 面談

二 書面の交付

三 電子メール等の送信（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるとともに限る。）

（勤務環境の整備に関する措置）

第三十条の七 条例第十八条の五第三号の教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置は、次に掲げる措置とする。

一 職員の介護両立支援制度等の利用に関する事例の収集及び職員に対する当該事例の提供

二 職員に対する介護両立支援制度等及び介護両立支援制度等の利用の促進に関する方針の周知

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（説明）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制

度に関する周知の強化を行うため、規則の一部を改正する必要があることから、この議案を提出します。

新旧対照表（抄）

○ 中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年四月中央区教育委員会規則第十三号）

新	旧
（育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限） 第八条の二 （略） 2 から6まで （略） 7 超過勤務制限開始日から起算して第一項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、同項の規定による請求は、超過勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であつたものとみなす。 一 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合 二 当該請求に係る子が	（育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限） 第八条の二 （略） 2 から6まで （略） 7 超過勤務制限開始日から起算して第一項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、同項の規定による請求は、超過勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であつたものとみなす。 一 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合 二 当該請求に係る子が、条例第十一条の二第一項の規定による請求にあつては三歳に、条例第十一条の三第一項の規定による請求にあつては小学校就学の始期に達した場合
8 から10まで （略） （子の看護等のための休暇） 第二十九条の二 子の看護等のための休暇は、満十二歳に達する日以降の最初の三月三十一日までの間にある子（配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の子を含む。以下この項において	8 から10まで （略） （子の看護のための休暇） 第二十九条の二 子の看護のための休暇は、満十二歳に達する日以降の最初の三月三十一日までの間にある子（配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の子を含む。以下この項において

新	旧
同じ。）又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度の要綱に規定する療育手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第一項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者（以下「障害者等」という。）であつて満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育する職員が、当該子（次項において「養育する子」という。）の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話、疾病の予防を図るために必要な当該子の世話若しくは学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴う当該子の世話を行うこと又は当該子の教育若しくは保育に係る行事への参加をすることをいう。以下同じ。）のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。 2 子の看護等のための休暇は、一会計年度において、一日を単位として五日（養育する子が二人以上の場合にあつては、十日）以内で承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、一時間を単位として承認することができる。 3 第十二条第二項及び第三項の規定は、子の看護等のための休暇について準用する。この場合において、第十二条第二項中「年	同じ。）又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度の要綱に規定する療育手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第一項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者（以下「障害者等」という。）であつて満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育する職員が、当該子（次項において「養育する子」という。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要な当該子の世話を行う ことをいう。以下同じ。）のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。 2 子の看護のための休暇は、一会計年度において、一日を単位として五日（養育する子が二人以上の場合にあつては、十日）以内で承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、一時間を単位として承認することができる。 3 第十二条第二項及び第三項の規定は、子の看護のための休暇について準用する。この場合において、第十二条第二項中「年

新	旧
次有給休暇」とあるのは「子の看護等のための休暇」と、「与える」とあるのは「承認する」と、同条第三項中「与えられた」とあるのは「承認された」と、「年次有給休暇」とあるのは「子の看護等のための休暇」と読み替えるものとする。 4 教育委員会は、子の看護等のための休暇を承認するときは、看護等が必要とすることを確認できる証明書等の提出を求めることができる。 （配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第三十条の四 条例第十八条の四第一項の教育委員会規則で定める制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）は、次に掲げる制度又は措置とする。 一 条例第十八条第一項に規定する介護休暇 二 条例第十八条の二第一項に規定する介護時間 三 条例第十一条第二項の規定において準用する同条第一項の規定による深夜勤務の制限 四 条例第十一条の二第二項の規定において準用する同条第一項の規定による超過勤務の制限 五 条例第十一条の三第二項の規定において準用する同条第一項の規定による超過勤務の制限 六 条例第十七条第一項に規定する短期の介護休暇 第三十条の五 条例第十八条の四第一項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 介護両立支援制度等	次有給休暇」とあるのは「子の看護のための休暇」と、「与える」とあるのは「承認する」と、同条第三項中「与えられた」とあるのは「承認された」と、「年次有給休暇」とあるのは「子の看護のための休暇」と読み替えるものとする。 4 教育委員会は、子の看護のための休暇を承認するときは、看護を必要とすることを確認できる証明書等の提出を求めることができる。

新	旧
二 介護両立支援制度等の申告先、請求先又は申請先 三 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第七十条の四第一項に規定する介護休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項 2 条例第十八条の四第一項又は第二項の規定により、職員に対して、前項各号に掲げる事項を知らせる場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法（同条第一項の規定による場合における第三号に掲げる方法については、当該職員が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。 一 面談による方法 二 書面を交付する方法 三 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（以下「電子メール等」という。）の送信による方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。） 第三十条の六 条例第十八条の四第一項の教育委員会規則で定める措置（第三号に掲げる措置にあつては、職員が希望する場合に限る。）は、次に掲げる措置とする。 一 面談 二 書面の交付 三 電子メール等の送信（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）	

新	旧
(勤務環境の整備に関する措置) 第三十条の七 条例第十八条の五第三号の教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置は、次に掲げる措置とする。 一 職員の介護両立支援制度等の利用に関する事例の収集及び職員に対する当該事例の提供 二 職員に対する介護両立支援制度等及び介護両立支援制度等の利用の促進に関する方針の周知 附 則 この規則は、令和七年四月一日から施行する。	